

事務局説明資料

2024年12月2日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ情報の開示における論点

(1) セーフハーバーについて

(2) 確認書について

2. サステナビリティ保証制度について

(1) 保証の範囲について

(2) 保証の担い手について

(3) サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

3. ご議論いただきたい事項

セーフハーバーについて

- 第4回WGでは、Scope3排出量に係る定量情報の虚偽記載等に対するセーフハーバーについて、ガイドラインを改正し、一定の開示を前提に、責任を負わないとの考え方を示すとの事務局提案について、概ね賛同の意見を得られた。
- 一方で、サステナビリティ情報の虚偽記載に対するセーフハーバーについては、従前から、責任の要件の見直し等、法律改正により対応すべきとの意見もあるところ。
- 基本的には、第4回WGで提案したガイドラインによる対応を行うことを前提に、適用対象や適用要件について検討を進めていくが、本WGにおいて指摘のあった論点も踏まえ、**法律改正の要否も含め、引き続き検討**していくことが考えられる。

第4回WGご意見(要約)

- 事務局提案のScope3などのバリューチェーン情報等に対するセーフハーバーの考え方に賛同
- 企業の誠実な開示姿勢という要素をセーフハーバーの要件に盛り込んでもいいのではないか
- セーフハーバーの適用対象は、バリューチェーン情報一般とすべきではないか
- 事務局案のセーフハーバーの適用要件は厳しい。SEC規則案のようなレベル(合理的な根拠なく、又は誠実に開示しなかったことが証明されない限り、不正な記載とはみなされない)まで緩和してほしい
- サステナビリティ情報の場合、信頼性が高くても不確実性が高いということもあり得る。厳密にし過ぎないことが重要で、重要な項目において開示されている数値に差異があっても、重要性がなければ責任を負わないとすることが考えられる
- 既存のセーフハーバーとの相互関係が見えにくくなっているので、見通しのよい制度になるとよい

第3回WGにおける法律改正に関わるご意見(要約)

- サステナビリティ情報については、重過失でなければ虚偽記載等の責任を負わないとすることも、十分検討に値するのではないか

[参考]セーフハーバーに関する検討の方向性

- 現行ガイドラインは、開示書類に記載すべき重要な事項のうちの**将来情報**が実際と乖離することとなった場合でも、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、**虚偽記載等の責任を負わない**との解釈を示したもの。
- 他方、GHGのScope3排出量の開示では、会社のバリュー・チェーンの上流及び下流の主体から提供されたデータ、データプロバイダーから提供されるデータ、投融資に帰属する排出量(ファイナンスド・エミッション)等の**企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報**の開示が求められる。
- 企業の積極的なサステナビリティ情報開示を促すためには、以上のような性格を有する**Scope3排出量に関する定量情報**が事後的に誤りであることが発覚したとしても、
 - 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性(含:情報の入手経路の適切性)や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
 - その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合には、**虚偽記載等の責任を負わない**とすることが適当。
- 以上の考え方については、**ガイドラインを改正し、明確化することとする**。

企業内容等の開示に関する留意事項について(開示ガイドライン、2023年1月31日改正)

5-16-2

有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの**将来に関する事項**(以下「将来情報」という。) で**有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等**(重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。)**の責任を負うものではないと考えられる**。当該説明を記載するに当たっては、例えば、**当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容(例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程)の概要とともに記載**することが考えられる。

1. サステナビリティ情報の開示における論点

(1) セーフハーバーについて

(2) 確認書について

2. サステナビリティ保証制度について

(1) 保証の範囲について

(2) 保証の担い手について

(3) サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

3. ご議論いただきたい事項

確認書について

- 第4回WGでは、経営者の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、金融商品取引法上の**確認書の記載事項を追加する**との事務局からの提案に対し、
 - ・ 具体的な内容が説明されていない
 - ・ 統制の及ばない第三者がサステナビリティ情報の開示に関与する場合の署名者の免責を明確にすべき
 - ・ 開示情報に対する緩やかな統制は必要であり、確認書の見直しは、それを踏まえたものである必要
 - ・ 確認書の対象は、既に有価証券報告書全体に及んでおり、記載事項の追加は不要といった意見があった。

ご意見(要約)

- ・ 確認書の記載事項の追加を検討するとあるが、具体的な内容が説明されていない。現在の確認書では、特記事項がない場合は有報の記載内容が金商法に基づき適正に記載されていることを確認した旨のみが記載されているため、これとの整合性が必要
- ・ 確認書に、統制の及ばない第三者に対して定義、計算式等を遵守しているかどうかを確認してそのように記載して提出したが、第三者が実は遵守していなかったと分かった場合に、署名者の免責などは明確にしておく必要
- ・ 欧米には、いわゆるDisclosure controls and proceduresがあって、経営者が一定程度責任を負うのであれば、緩やかな形での統制を構築することは必要。確認書というのはそれを踏まえたのものである必要
- ・ 確認書については、現状でそもそも有報全体について記載内容の適正性を表明することになっているので、記載事項の追加は必要ない

確認書に関する検討の方向性

- 確認書による確認の範囲は、**有価証券報告書の記載内容全体**に及んでいるものの、記載事項が限定的。
- 前回の第4回WGでは、虚偽記載等に対する会社の責任の範囲の明確化の観点から、情報の入手経路、見積り等の適切性を検討し、評価するための社内の手続を有価証券報告書の記載事項とすることを提案。
- 会社の代表者等が、かかる情報開示のための社内の手続について、例えば、
 - ・ 開示手続を整備していること
 - ・ 開示手続の実効性を確認したこと等、代表者等の役割と責任に関する事項を確認書の記載事項とすることで、**情報開示に対する代表者等の責任の範囲の明確化**を図ることが考えられる。

(参考)企業会計審議会・内部統制部会の議論

- 2022年に開催された企業会計審議会内部統制部会においても、**経営者責任の明確化**の観点から、内部統制に限った話ではないとして、有価証券報告書における**代表者確認書の記載の充実化**や、例えば米国の宣誓書なども参考にして議論していくという価値もあるという趣旨の委員の発言あり。

(注) 米国の宣誓書制度は、米国企業改革法(SOX法)第302条に基づくものであり、代表者と筆頭財務担当役員が署名し、署名者が年次報告書のレビューを行ったこと、重要な虚偽記載等がないこと、署名者が「開示統制・手続」の確立・維持に責任を負っていることやその実効性を確認したこと等を記載するもの。

「開示統制・手続」とは、開示が要求される事項が提出期間内に記録、報告等が行われることを確保するための発行者の統制その他の手続をいい、開示に関する適時の決定を可能とするために、発行者の経営陣に蓄積され、伝達されることを確保するために設計された統制及び手続を含むが、これらに限定されないとされている。

- これを受け、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」(2023年4月7日)では、「会社代表者による有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書において、**内部統制に関する記載の充実を図ることを検討すべきではないか。**」との問題提起が行われている。

[参考]開示ガイドライン改正以外に考えられる対応

□ 開示ガイドラインにおける解釈の明確化のほかに、

- 将来情報が事後的に実際と乖離することとなった場合
- Scope3排出量に係る定量情報が、事後的に誤りであったと判明した場合

に備え、例えば、以下のような事項の開示を行うことが、虚偽記載等に対する企業の責任の範囲を明確にする観点から、重要と考えられる。

① 将来情報の入手経路、見積り等の適切性を検討し、評価するための社内の手続

② 以下の事項

- i. 将来情報、統制の及ばない第三者から提供を受けた情報、見積りを含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨
- ii. データ・プロバイダーから入手した情報を含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨、当該プロバイダーの名称
- iii. 実際と乖離が生ずる可能性がある旨とその要因
- iv. 現行のガイドラインで示されている内容(当該情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程)

□ このうち、投資者保護上も有用と考えられる情報(①や② iii、iv の情報)については、サステナビリティ情報の開示基準においても、一定の開示が求められているところである。他方で、② i や ii の情報の開示については、企業の責任の範囲を明確にする観点から、制度的な対応を検討することが考えられる。

□ 併せて、将来情報や統制の及ばない第三者から取得した情報等を含むサステナビリティ情報の適切な開示のためには、経営者の関与及び経営者による作成責任の範囲の明確化が重要と考えられる。この観点から、金融商品取引法上の**確認書**の記載事項の追加を検討することが考えられる。

目次

1. サステナビリティ情報の開示における論点

(1) セーフハーバーについて

(2) 確認書について

2. サステナビリティ保証制度について

(1) 保証の範囲について

(2) 保証の担い手について

(3) サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

3. ご議論いただきたい事項

第4回WGでいただいた主なご意見とサステナビリティ保証制度の方向性(案)

第4回WGでいただいた主なご意見

- 段階的な拡大はやむをえないとしても、諸外国の制度と見劣りしない制度にすべき。
- 国際競争力の確保の観点から、国際的に日本の情報開示の信頼性が劣ることのないタイミングでの制度設計に注力すべき。
- 一定期間とはいえ、Scope1・2のみは範囲として狭い。
- 企業のガバナンス情報に関しては、企業の負担が少なく開示でき、保証もしやすいことから、Scope 1・2と同時又は早期に保証の範囲に加えるべき。
- 特定プロセス、ガバナンス、リスク管理なども保証の対象とすべき。
- 最終的な保証範囲や時間軸を含めた制度導入のロードマップを示して企業の体制構築の準備を促していくべき。
- 保証を段階的に導入するという方向性には賛同するが、今後保証範囲を拡大し、最終的には全てを保証するという方向性を示すことが重要。
- Scope3こそ保証が必要であるため、保証範囲は全てとすべき。
- 一定期間は範囲を限定するとしても、企業規模ごとにスライドして範囲を拡大するのではなく、限定する期間を一律とすべき。

保証制度の方向性(案)

- 時価総額3兆円以上、1兆円以上、5,000億円以上のそれぞれについて、保証制度導入から2年間は保証範囲をScope1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は、国際動向等を踏まえて、本WGにおいて継続して検討することとしてはどうか。

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示事項

- 国際的なフレームワークと統合的な「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示を行うこととし、
 - ・ 企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての企業が開示する
 - ・ 「戦略」と「指標と目標」は、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示する

(令和4年6月13日「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」抜粋)

企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式(記載上の注意)

(30-2) サステナビリティに関する考え方及び取組

最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

- a ガバナンス(サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。)及びリスク管理(サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。)について記載すること。
- b 戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。cにおいて同じ。)並びに指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。cにおいて同じ。)のうち、重要なものについて記載すること。
- c bの規定にかかわらず、人的資本(人材の多様性を含む。)に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。
 - (a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を戦略において記載すること。
 - (b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

目次

1. サステナビリティ情報の開示における論点

(1) セーフハーバーについて

(2) 確認書について

2. サステナビリティ保証制度について

(1) 保証の範囲について

(2) 保証の担い手について

(3) サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

3. ご議論いただきたい事項

第4回WGでいただいた主なご意見とサステナビリティ保証制度の方向性(案)

第4回WGでいただいた主なご意見

- profession-agnosticに賛同するが、法規制上の責任、品質管理、倫理規則などについては、担い手にかかわらず同等かつ高い水準を遵守して、高い品質を確保すべき。
- 有価証券報告書に記載される点で、公認会計士を軸にしてNon-PAを専門家として活用するなど協力体制が取れるとよい。
- 監査法人が最も品質管理、倫理、独立性のベースがあり、国際的な基準にも準拠し、財務情報とのつながりという部分でも望ましいが、Non-PAの活用が必要であり、クオリティの確保も必要。
- 保証制度の全体的な基本設計がなされていないので、profession-agnosticには反対。
- ISOの認定を受けた検証機関を信頼できるその他の保証業務提供者とすべき。
- 財務情報とのつながりを保証できる能力が求められる。
- 財務情報の監査とサステナビリティ情報の保証がイコールでない中で、今後保証範囲が広がる際に相応しい専門性は何か、どこが財務情報の監査と異なるか丁寧に議論すべき。

保証制度の方向性(案)

- 保証の担い手については、サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制が整備されていることを条件に、監査法人に限定されないprofession-agnostic制度としてどうか。

第4回WGでいただいた主なご意見とサステナビリティ保証制度の方向性(案)

第4回WGでいただいた主なご意見

- CSRD 対応のためのその他の保証業務提供者のオーソリゼーションと、保証業務実施者の登録を切り離して検討すべきではない。
- 仮登録には反対。簡易的な審査ではなく、十分な審査を経て保証業務実施者を登録すべき
- 倫理・独立性や品質管理体制等の要求水準を下げると国際的にも見劣りする。
- IAASBやIESBAで策定された国際的な保証基準や倫理、独立性と共通のルールを担い手に適用すべき。
- Non-PAを担い手にするのであれば、立法化するために専門家で登録要件などを早急に議論すべき。保証に関する法制度の整備が間に合わないので、保証のスケジュールや範囲の適用を遅らせるというのは反対。
- 新たな制度について、実績や経験に応じて公平に評価・登録される制度が望ましい。
- サステナ保証という新しく認定を始める上で、最初から間違いない制度は作るのは難しいので、当初に「暫定」という形は当然。
- 監査法人は、資格、義務・責任、処分、倫理・独立性なども含めて、法的な規律の下で役割を果たしている。Non-PAについても法制度上差異がないものとするべき。

保証制度の方向性(案)

- 保証業務実施者の保証の質を確保するための登録制度を導入(制度の円滑な導入のための仕組みも含む)することとしてはどうか。
- 保証の質を確保するため、監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、義務・責任、倫理・独立性など、制度上同等なものとすることが考えられるがどうか。

第4回WGでいただいた主なご意見とサステナビリティ保証制度の方向性(案)

第4回WGでいただいた主なご意見

- 国際的に見て遜色ない高い保証の質を求めるのであれば、適切な保証基準に従って業務が実施されるべき。
- 国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国独自の保証基準を作成すべき。
- Non-PAを担い手にするのであれば、独立性、検査・監督を含めて、しっかりと制度的に担保する必要がある。
制度的な準備が整わないことを理由に、開示・保証が遅れるのは適切ではない。
- 全ての保証業務実施者について、能力開発、独立性、自主規制、検査・監督のあり方等を均一にすべき。財務諸表監査の枠組みは、これまで人的、資金的にリソースをかけており参考になる。
- 制度設計に関する時間や労力を勘案すると、すでに存在する会計監査制度の枠組みを活用すべき。
- 自主規制機関は既存団体の下部組織ではなく、独立した唯一のものとして、ガバナンスの仕組み、透明性を確保することが重要。
- 倫理や独立性については自主規制機関の方がふさわしく、監督機関もリソースを考えると自主規制機関に委ねるしかない。

保証制度の方向性(案)

- 質の高いサステナビリティ保証業務が提供されるための環境を整備するため、国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成することとしてはどうか。
- 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、検査監督、自主規制は同じものとすることが考えられるか。

[参考]サステナビリティ情報

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報

有価証券報告書（主な項目）

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

- サステナビリティに関する考え方及び取組

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

開示項目

1 連結財務諸表等

- ① 連結貸借対照表 ② 連結損益計算書 ③ 連結株主資本等変動計算書
④ 連結キャッシュ・フロー計算書 ⑤ 連結付属明細表

2 財務諸表等(単体)

開示項目

- (1)ガバナンス
(2)戦略
(3)リスク管理
(4)指標及び目標

サステナビリティ開示と財務諸表との間のつながりを理解できる開示が求められる

ISSB基準

「サステナビリティ関連財務開示」とは、短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー等に影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供する開示

全般的な要求事項(IFRS S1号)

55(a) 企業は、「SASBスタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。(注)

【SASBスタンダードにおける開示トピック】

局面	環境	社会資本	人的資本	ビジネスモデルとイノベーション	リーダーシップとガバナンス
課題カテゴリ	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出 大気の水質 エネルギー管理 取水及び排水管理 廃棄物・有害物質管理 生態系への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 人権・コミュニティとの関係 顧客プライバシー データセキュリティ アクセス・入手可能な価格 品質・製品安全 顧客利益 販売慣行・表示 	<ul style="list-style-type: none"> 労働慣行 労働の安全と衛生 従業員エンゲージメント・多様性・包摂 	<ul style="list-style-type: none"> 製品デザイン・ライフサイクル管理 ビジネスモデルの強靱性 サプライチェーンマネジメント 原材料調達・効率性 気候変動の物理的影響 	<ul style="list-style-type: none"> ビジネス倫理 競争行為 法規制環境の管理 重大事故のリスク管理 システミックリスク管理

※ ISSBは2024年6月に、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」及び「人的資本」のリスクと機会の開示に関するリサーチプロジェクトに取り組むと公表。

(注)ただし企業は、SASBスタンダードにおける開示トピックが当該企業の状況に照らして適用されないと結論づける場合がある。「考慮しなければならない(shall consider)」の明確化については、『参考資料』p21。

サステナビリティの概念

[令和4年6月13日「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」抜粋]

□ 「持続可能な開発」と結び付けられることが多い

(国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)公開草案「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項案に関する結論の根拠」)

□ 「将来の世代が自身のニーズを満たす能力を損なうことなしに、現在のニーズを満たす開発」「サステナビリティ及び持続可能な開発という用語は、社会的コミュニティ及び共同体にわたり幅広く適用され、現在及び将来の世代に適用される。これらの用語は、正義、健康、福祉、維持及び地球の限界の認識に関する環境上の及び社会的な概念もカバーしている」(国連環境特別委員会のブルントラント報告書)

□ 環境、社会、従業員の事項、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止の事項、ガバナンスの事項(欧州委員会の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案)

質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備(イメージ)

□ 質の高い保証業務が提供されるために、当面の間、以下のような環境が整備されることが考えられる。

登録制度 登録要件

- ▶ 保証の質を確保するための登録制度を導入(制度の円滑な導入のための仕組みも含む)
- ▶ サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制整備

業務制限・義務

- ▶ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの

保証基準

- ▶ 国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成

倫理・独立性

- ▶ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの

検査・監督 自主規制

- ▶ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの

※ フランスでは個人に対する登録要件も定められている。

※ 罰則その他の責任については、作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて今後検討。

[「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置して更に議論\(22ページ参照\)](#)

[参考]欧州におけるサステナビリティ保証制度

- 欧州におけるサステナビリティ保証では、以下のような質の高い保証業務が提供されるための環境が要求されている。

CSRD(注1)

フランス

手続

➤ 統一の規定はなく各国において決定

➤ H2A(監査高等機関)による登録

➤ 法定監査人

・法定監査人の要件(試験合格、実務訓練等) + サステナ試験 + サステナ実務訓練

・サステナ試験と実務訓練については、一定時点より前に承認又は承認プロセス中の法定監査人は免除されるが、継続教育プログラムにおいてサステナビリティの知識を習得することが求められている。

➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項

➤ 会計監査人

会計監査人の要件(試験合格、実務訓練等) + サステナ保証に関するH2Aの認定した研修(90時間以上)(注3)

➤ その他の保証業務提供者

COFRAC(フランス認定委員会)に認定されたその他の保証業務提供者の社員等で修士相当の学歴等の要件を満たす + サステナ保証に関するH2Aの認定した研修(90時間以上)(注3)

➤ 監査法人

・議決権の過半数を法定監査人等が保有

・管理機関や経営機関等の過半数が会計監査人等

➤ その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項

➤ 監査法人

・議決権の過半数を会計監査人等が保有

・管理機関や経営機関等の過半数が会計監査人等

➤ その他の保証業務提供者はCOFRACに認定されることが必要

継続教育

➤ 適切な継続教育プログラムへの参加義務(その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項)

➤ 継続的研修の受講義務(その他の保証業務提供者も会計監査人と同じ義務)

倫理・独立性・業務制限・義務

➤ 法定監査と同様の職業倫理、独立性、客観性、守秘義務及び職業上の秘密等(その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項)

➤ 会計監査人の職業倫理規程が適用される。(その他の保証業務提供者も会計監査人と同じ職業倫理規程を適用)

保証基準

➤ 欧州委員会が決定した保証基準(その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項)(注2)

➤ H2Aの採択した保証基準(その他の保証業務提供者も会計監査人と同じ保証基準)

検査・監督

➤ 法定監査と同様の品質保証、調査・監督や制裁が要求されている。(その他の保証業務提供者も法定監査人と同等の要求事項)

➤ H2Aが会計監査人及びその他の保証業務提供者の監督を行う。H2AIには、制裁委員会が置かれる。(その他の保証業務提供者も会計監査人も対象)
➤ その他の保証業務提供者はH2AIによる監督に加え、COFRACにより定期的に評価される。

(注1) 上記の他、業務組織、選解任等も定められている。その他の保証業務提供者については、法定監査人と同等の要求事項を各国で定めることとされている。

(注2) 欧州委員会は、適切なデュープロセスを経て、公益の観点で監視を受け、透明性のあるプロセスで策定された基準を決定するとされている。

(注3) 2026年1月1日以前に会計監査人の登録又はCOFRACの認定を受けたその他の保証業務提供者の社員等は90時間以上の研修受講によりサステナビリティ保証実施者の登録が可能。その後の登録に当たっては、研修に代わってサステナ保証の試験合格と実務訓練が要求される。

[参考]金融商品取引法における監査制度

□ 金融商品取引法における監査制度では、以下のような質の高い監査業務が提供されるための環境が整備されている。

監査実施者(※)	監査法人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 5人以上の公認会計士が社員(公認会計士である社員の占める割合は75%以上)である必要。 ➤ 法人設立後に内閣総理大臣へ届出。有限責任監査法人の場合は金融庁長官への登録も必要。 ➤ 公認会計士法において、監査法人は、当然、日本公認会計士協会の会員となる。
	公認会計士	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公認会計士になるためには、公認会計士試験に合格後に実務補習を受講して修了考査に合格するとともに、3年以上の業務補助等の実務経験が必要。継続的専門能力開発制度(CPD)に基づき、毎年研修を履行。 ➤ 公認会計士として開業するためには、公認会計士名簿に登録し日本公認会計士協会への入会が必要。
業務制限・義務		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定の利害関係に基づく業務の禁止、非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止、継続的監査の制限(ローテーションルール)、被監査会社の幹部への就任の制限等。 ➤ 職業倫理、守秘義務、情報開示、信用失墜行為の禁止、業務管理体制の整備、法令違反等事実への対応等。
継続教育		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 継続的専門研修の受講義務(3事業年度計120単位、職業倫理及び税務(監査業務従事者は品質管理)は必須)。
監査基準	監査基準 (品質管理基準等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 金融庁に設置されている企業会計審議会において、国際的な監査の基準も参考にしつつ、我が国において監査基準を策定。
	実務指針	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本公認会計士協会(自主規制機関)において、監査基準からの委任を受けて実務指針を策定。
倫理・独立性		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公認会計士法において、公認会計士の職責として、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならないと規定。 ➤ 日本公認会計士協会において、国際的な倫理・独立性の基準と同等の倫理・独立性に関する規則を策定。会員である公認会計士・監査法人は、当該規則を遵守する必要。
検査・監督		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 金融庁(公認会計士・監査審査会を含む)による報告徴求、立入検査、行政処分等。 ➤ 自主規制機関(公認会計士協会)による品質管理レビュー、懲戒処分。
自主規制機関		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公認会計士法による設立義務。 ➤ 公認会計士の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図ることを目的とし、倫理規範や実務指針の整備、会員の専門能力開発、監査事務所への品質管理レビュー等を実施。

※ 上場会社等の監査証明業務を行うためには、日本公認会計士協会の上場会社等監査人登録審査会の審議を経て上場会社等監査人名簿への登録を受けなければならない。

目次

1. サステナビリティ情報の開示における論点

(1) セーフハーバーについて

(2) 確認書について

2. サステナビリティ保証制度について

(1) 保証の範囲について

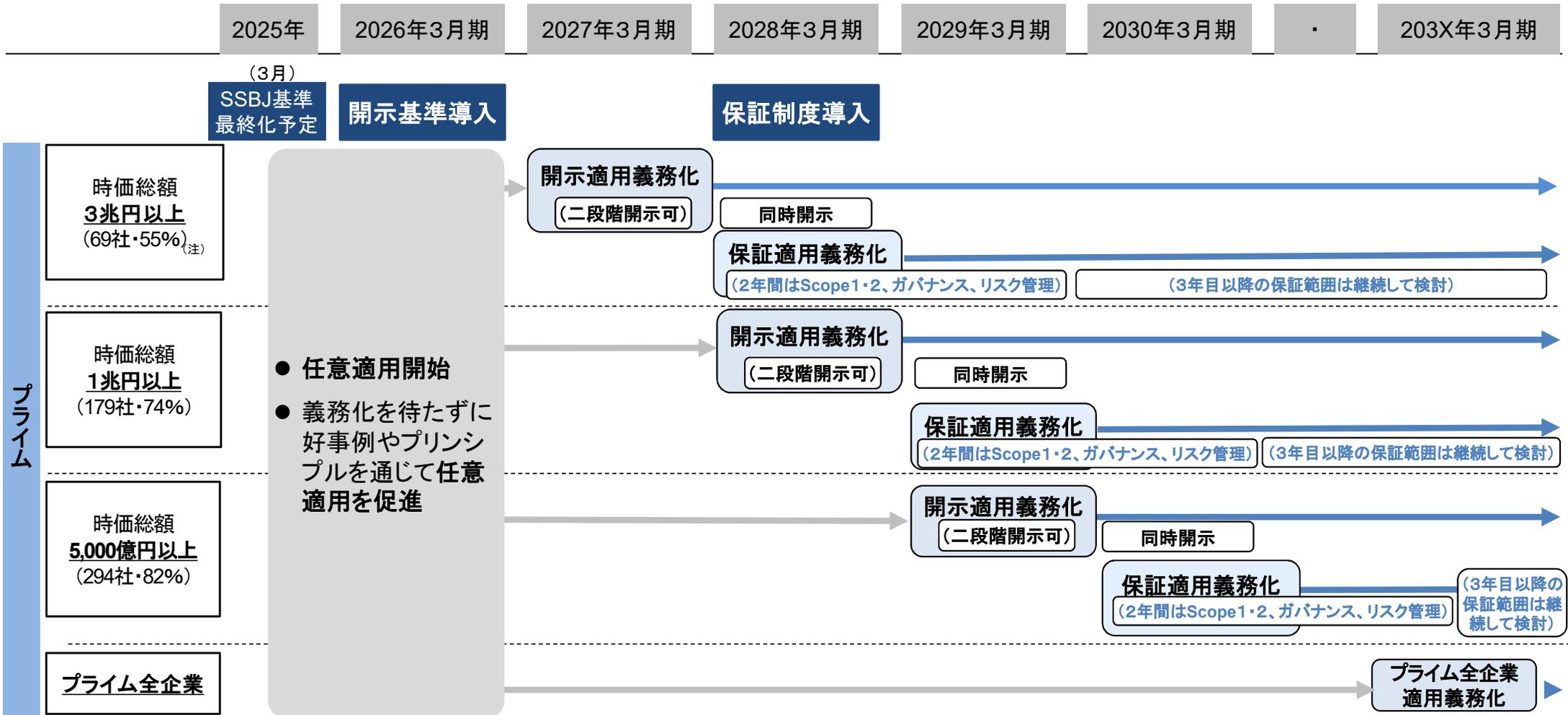
(2) 保証の担い手について

(3) サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証制度のロードマップ

- 保証業務実施者は、新たな登録制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者を想定。また、保証業務実施者が必要に応じて、外部専門家を活用することも考えられる。
- 保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討
- 保証範囲は保証適用義務化から2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討



スタンダード・グロース市場上場企業、非上場有価証券報告書提出会社については、任意適用の促進により、開示を底上げ義務化された保証範囲に限定されない任意の保証に係る制度上の位置付けについては、国際動向等を踏まえて検討

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

今後の検討の進め方

- サステナビリティ保証の範囲・水準等
- サステナビリティ保証業務の担い手

- サステナビリティ保証業務の担い手の登録要件、義務責任
- サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準のあり方
- サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方
- 自主規制機関の役割
- 任意保証の義務責任 等

・大きな方向性に関わるため
本WGで議論

・「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置
して更に議論

目次

1. サステナビリティ情報の開示における論点
 - (1) セーフハーバーについて
 - (2) 確認書について
2. サステナビリティ保証制度について
 - (1) 保証の範囲について
 - (2) 保証の担い手について
 - (3) サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性
3. **ご議論いただきたい事項**

ご議論いただきたい事項

サステナビリティ情報の開示における 論点

- サステナビリティ情報の虚偽記載等に対するセーフハーバーについて、引き続き、法律改正も含む検討をしていくことの必要性や検討すべき論点について、どう考えるか。
- 確認書に関し、代表者等の役割と責任に関する事項を確認書の記載事項とすることで、情報開示に対する代表者等の責任の範囲の明確化を図るという方向性について、どう考えるか。

保証制度について

- 我が国の有価証券報告書におけるサステナビリティ保証制度について、17ページで示した「質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備」を前提に、21ページで示した「サステナビリティ保証制度のロードマップ」に沿った制度としていくことについてどう考えるか。